令和8年度の介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額（年額）×調整率	保険料年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円以下の方	基準額 （66,600円） ×0.285	19,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6, 500円超120万円以下の方	基準額 （66,600円） ×0.485	32,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で 第１段階から第２段階に該当しない方	基準額 （66,600円） ×0.685	45,600円
第4段階	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額 （66,600円） ×0.90	60,000円
第5段階 （基準額）	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、ご本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円を超える方	基準額 （66,600円） ×1.00	66,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 （66,600円） ×1.25	83,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 （66,600円） ×1.35	89,900円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 （66,600円） ×1.60	106,600円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額 （66,600円） ×1.75	116,600円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額 （66,600円） ×1.95	129,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額 （66,600円） ×2.15	143,200円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額 （66,600円） ×2.35	156,500円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 （66,600円） ×2.45	163,200円

※介護保険料は、3年ごとに見直しがされます。第9期（令和6年度から令和8年度）東御市介護保険事業計画により、3年間に提供される介護サービスの見込量を定め、この見込みに基づいて65歳以上（第1号被保険者）の方に納めていただく介護保険料が見直されています。
※第1段階から第3段階は、消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った後の調整率及び保険料年額です。
※第1段階から第5段階の合計所得金額については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
※令和8年4月から、所得段階の第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる額が82万6,500円に変わりました。